

福山市建設工事低入札調査基準価格事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が行う建設工事の競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の10の2第2項に規定するときに該当するかどうかの調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設ける場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、用語の意義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 電子計算機による入札事務の執行についての福山市契約規則の特例に関する規則（平成元年規則第28号）に定めるところによる。
- (2) 価格による失格基準 調査基準価格を下回る入札価格のうち、契約の内容に適合した履行が確保できない蓋然性が高いものとして調査を行うことなく当該入札を失格とする基準で契約担当職員が定めるものをいう。

(電算基準調査基準価格の算定方法)

第3条 電算基準調査基準価格（以下「電算基準価格」という。）の算定は、工事の種類ごとに福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領（2007年（平成19年）4月1日施行）第3条各号に定める式により算定する。なお、電算基準価格に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げるものとする。

(調査基準価格の算出)

第4条 調査基準価格は、電算基準価格をもとに、0%から0.3%未満の許容範囲内において任意に電子計算機が算出した額（以下「基準調査基準価格」という。）に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額とする。

- 2 調査基準価格は、開札時に算出するものとする。
- 3 電算基準価格が電算基準予定価格の92%を超える場合には、調査基準価格は、電算基準予定価格の92%を電算基準価格として第1項により設定するものとする。
- 4 電算基準価格が電算基準予定価格の75%を下回る場合には、調査基準価格は、電算基準予定価格の75%を電算基準価格として第1項により設定するものとする。

(価格による失格基準の算出)

第5条 価格による失格基準は、調査基準価格に100分の95を乗じた額とする。

- 2 契約担当職員が必要と認めるときは、基準調査基準価格に100分の95を乗じて得た額を価格による失格基準の基準として算出することができる。

(予定価格調書への記載)

第6条 調査基準価格及び基準調査基準価格は、予定価格調書に記載するものとする。

(その他)

第7条 この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。